

商 品 説 明 書

納税準備預金

※この「商品説明書」は、納税準備預金の商品内容の概要を記載したものです。詳しくは「納税準備預金規定」をご覧ください。
 ※本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。

| | |
|----------------|---|
| 1. 商品名 | 納税準備預金 |
| 2. ご利用いただける方 | 法人および個人のお客様 |
| 3. 預入期間 | 定めはございません。 |
| 4. 預入 | |
| (1) 預入方法 | 随时お預け入れいただけます。 |
| (2) 預入金額 | 1円以上 |
| (3) 預入単位 | 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り、払い戻しいたします。 |
| 6. 利息 | |
| (1) 適用利率 | 毎日の店頭表示利率を適用します。(変動金利) (金利は、各営業店へお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。) |
| (2) 利払方法 | 毎年3月と9月の第2日曜日の翌日に口座へご入金いたします。 |
| (3) 計算方式 | 毎日の最終残高1,000円以上につき付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算。(円未満切捨て) |
| (4) 税金 | <ul style="list-style-type: none"> ・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻しした場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は課税されます。ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合は、その払戻額が同法に定める一定金額のときには所得税はかかりません。 *個人のお客様は、利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 *法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。 ・租税納付以外の目的で払い戻しをした場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。 |
| 7. 手数料 | |
| 8. 中途解約時の取扱い | |
| 9. 付加できる特約事項 | |
| 10. その他参考となる事項 | |
| (1) 通帳 | <ul style="list-style-type: none"> ・通帳を発行いたします。 ・通帳にご記帳いただいていない明細が、毎月17日時点で120件を超過し翌月7日までに未記帳が解消されていない場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |
| (2) 預金保険制度 | <p>本商品は預金保険制度の対象です。(預金保険制度により保護される他の預金と合算して、預金者一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。)</p> <p>詳しくは、各営業店へお問い合わせください。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 1 1. 苦情処理措置 | <p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。</p> <p>【お客様相談室（総務課）】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所在地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp</p> |
| 1 2. 紛争解決措置 | <p>・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716） ※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。 具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> |